

令和 7 年 第 6 回

教育委員会定例会会議録

とき 令和 7 年 6 月 2 4 日

品川区教育委員会

令和7年第6回教育委員会定例会

日 時 令和7年6月24日（火）

開会：午後3時

閉会：午後4時34分

場 所 教育委員室

出席委員	教 育 長	伊崎	みゆき
	教育長職務代理者	吉村	潔
	委 員	稲垣	百合恵
	委 員	濱松	誠
	委 員	吉原	幸子

出席理事者	教 育 次 長	米田	博
	庶 務 課 長	船木	秀樹
	学 務 課 長	石井	健太郎
	指 導 課 長	酒川	敬史
	教育総合支援センター長	丸谷	大輔
	教育施策推進担当課長	唐澤	好彦
	特別支援教育担当課長	新井	正康
	品川図書館長	三ッ橋	悦子
	学校施設担当課長	荒木	孝太
	統括指導主事	齊藤	隆光
	統括指導主事	石原	朋之

事務局職員	庶 務 係 長	安藤	尚之
	書 記	田島	希望
	書 記	羽田	優太

傍 聴 人 数 なし

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を
非公開とした。

次第

- 陳 情 審 査 1 学校給食費を給付して長期欠席の子どもたちと保護者を応援する陳情
- 陳 情 審 査 2 食物アレルギー児童生徒に代替食の提供を求める陳情
- 報 告 事 項 1 令和7年度第1回家庭教育講演会について
- 報 告 事 項 2 学校改築の進捗について
- 報 告 事 項 3 一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続きの未届事案について（土壌汚染対策法等）
- 報 告 事 項 4 城南第二小学校改築工事における届出の実施状況について（土壌汚染対策法等）
- 報 告 事 項 5 令和8年度 新入学者の受入枠について
- 報 告 事 項 6 事務局職員の任免等について（休職）
- 報 告 事 項 7 品川区フリースクール等利用料助成金について
- 報 告 事 項 8 令和7年度 品川区立図書館の休館について
- 報 告 事 項 9 図書館夏のイベント（子ども向け）のご案内
- そ の 他 令和7年7月行事予定について

令和7年第6回教育委員会定例会

令和7年6月24日

【教育長】 ただいまから令和7年第6回教育委員会定例会を開会いたします。

署名委員に稲垣委員、吉原委員を指名いたします。よろしくお願いします。

本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

初めに会議の持ち方ですが、日程第2、報告事項6、事務局職員の任免等について（休職）、本件は人事に関する案件ですので、品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、非公開の会議としますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

【教育長】 では、異議なしと認め、本件については全ての日程の終了後に審議をいたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第1、陳情審査1、学校給食費を給付して長期欠席の子どもたちと保護者を応援する陳情、日程第1、陳情審査2、食物アレルギー児童生徒に代替食の提供を求める陳情、これらの議案は一括で説明をお願いし、質疑の後、それぞれ取扱いを決定したいと思います。本件は、初めての審査でありますので、書記より報告をお願いいたします。

書記。

【書記】 それでは、陳情書を読み上げます。

学校給食費を給付して長期欠席の子どもたちと保護者を応援する陳情。

令和7年第1回区議会定例会の森澤区長の施政方針を読んで、子どもたちへの愛を感じます。他自治体に先駆けていろいろな教育施策を進めると宣言されましたが、そのように日々子供たちのために奮闘されている皆様に敬意を表します。

学校給食は、子どもの健やかな成長を社会全体で支援する取組としての無償化という目的で全国に先駆けて実施されました。また、昨年から、学校給食がない夏休み期間にお米による子どもの食支援として、小中高生1人につき2キログラムの米の配布をしています。

いろいろな子育て支援をしている品川区ですが、その恩恵を受けられない子どもたちがいます。長期欠席をしている子どもたちです。近年、不登校児と呼ばれる長期欠席の子どもたちは、全国的に増加の一途で34万人と言われますが、品川区でも2021年度から約150人ずつ増加し、2023年度は849名の児童生徒が学校に登校していません。この子どもたちは、給食を食べず、昼食を家で取っています。保護者は、家にいる子どものために、それまでの仕事が続けられなくて、経済的な問題を抱える家庭も少なくありません。保護者からは、子供の昼食にお弁当を買ったり、パンを買ったりしてしまうこともあり、経済的にも大変ですという声があります。

都内では、1か月一度も喫食しない子どもに給食費を給付する、国立、私立の学校に通学する子供に給食費を給付するなど、給食費に関する経済的支援をしている自治体が複数あります。品川区も、今年度からのマイスクール八潮の昼食の無償提供についての実施理由を、この取組を通じて、児童生徒が置かれた状況に関わらず、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもたちの社会的な自立に向けた支援を行うとしています。

品川区として長期欠席児童生徒の保護者に学校給食費相当分の給付を実現してください。この給付は、経済的にはもちろん、その子どもたちと保護者への大きな応援にもなると思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

陳情項目。長期欠席児童生徒の保護者への学校給食費相当分の給付を実現してください。続いて読み上げます。

食物アレルギー児童生徒に代替食の提供を求める陳情。

日頃から品川区の教育に御尽力をいただき感謝申し上げます。これは、学校給食における食物アレルギーの子どもたちに代替食を提供してほしいという陳情です。学校給食は、皆様ご存知のとおり、学習指導要領にも学校給食法にも目的が示されている教育活動の1つです。

現在、品川区の小中学校の給食では、食物アレルギーの対策は除去食の対応を行っています。例えば、給食の人気メニュー卵の千草焼は、野菜や肉の入った分厚い玉子焼きです。代替食なら、野菜や肉を粉や寒天などで固めて、見た目が玉子焼きに近いものにできますが、除去食だと、卵を除去するだけなので、野菜と肉の細切れの煮たものが皿に乗っているだけです。また、鶏のから揚げの代替食なら豚肉に変更する工夫ができます。しかし、除去食だと、家庭から肉か魚のおかずを持ってくるもらっています。除去品目が複数あると弁当になります。

しかし、同じ品川でも、保育園では、給食で代替食を実施しているところや最初からアレルギー食品を使わない献立で全員が同じものを食べている園などがあります。食物アレルギーの対応にいろいろな困難がある中、実際にこの2月に北九州市では96校、2,758人のアレルギーの子供たちが、みんなと一緒に食べることができる献立として「小麦粉の代わりに米粉」「大豆の代わりにひよこ豆」などの工夫を実施し、全員で同じメニューの給食を食べたそうです。これは、「学校給食における食物アレルギー対応指針（平成27年3月文科省作成）」の中の「調理の工夫（例）（ア）原因食物を使用しない調理方法にします。」に基づいた工夫だと思います。

保育園では代替食、またはみんなと同じ給食を食べていた子が、学校では「食物アレルギーがあるからお弁当を持ってくるください。」と言われ、1年生が給食時に1人だけ弁当を食べている場面を想像してみてください。それは、学習指導要領にある「食事を通して人間関係をよりよくすること。」を学ぶことになるのでしょうか。給食のたびに、「あなたはみんなと違うから仕方がない。」と言われていると感じるのではないのでしょうか。

個別の配慮をすることは、クラスの子どもたちにも「学校ではどの子も大切にされる」ということを示し、違いを乗り越えて人間関係をよりよくしようとする子どもの育成につながるとは思います。いかがでしょうか。

学校給食では加工食品が当たり前という時代に、品川区では手作りコロッケをはじめ(1981年)、それが他区へ波及していきました。現在品川区の給食は加工食品を全く使わず、カレーのルーや出汁、ドレッシングなども全て給食室で手作りしています。

さらに、「学校給食にオーガニック野菜を使用する」と宣言した品川区の先見性は素晴らしいと思います。代替食の実現には、それを調理する人や場所が必要であり、その実現は簡単ではないと思います。でも、品川がこれまでもやってきたように、全国に先駆けて「食物アレルギーの代替食の提供」に一步踏み出してくださることを願います。

陳情項目。１、食物アレルギーのある子どもの給食を代替食で提供できるようにしてください。

以上となります。

【教育長】 読み上げが終わりました。

それでは、本件につきまして事務局より一括して説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私から、学校給食費を給付して長期欠席の子どもたちと保護者を応援する陳情、及び食物アレルギー児童生徒に代替食の提供を求める陳情について御説明申し上げます。

まず、学校給食費を給付して長期欠席の子どもたちと保護者を応援する陳情につきましては、長期欠席のお子様たちに学校給食費相当分の給付を実現する旨の陳情でございます。品川区の学校給食費の無償化事業についてですが、区立学校に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減を図ることを目的とし、令和５年度から実施している事業でございます。

こちらは、保護者が負担していた給食費を公費で負担をする形で、学校に通うお子さんたちの保護者様の負担の軽減を図ろうということで実施しておりますが、保護者に御負担をいただいていた令和４年度までの経緯を申し上げますと、長期欠席等により登校せず喫食していない児童生徒の給食費につきましては、学校のほうに欠食届を出すという形で対応を図り、その方には給食費を請求しない取扱いとしておりました。一方、学校に通うことを目的として、いろいろな支援を受けていらっしゃるお子さんに関しまして、いつ学校に来てもいいように、長期欠席の児童生徒の分につきましても、きちんと登校した場合の給食を提供できるように、日々準備をしているところでございます。

近年、不登校児童生徒に対する支援の拡充が図られる中で、品川区では、区立学校に在籍する不登校児童に対するマイスクールの設置、運営に加え、令和７年度からマイスクール八潮において昼食の提供を開始するという支援を行っております。長期欠席のお子様ที่健やかに学校に通えるように、そして、長期欠席の状況でもきちんと健やかに過ごせるような支援は引き続き必要だと考えております。学校給食の無償化につきましては、このような考えの下に、引き続き、事業の趣旨を踏まえた実施としていきたいと考えております。

続きまして、学校における食物アレルギー児童生徒に代替食の提供を求める陳情でございますけれども、こちらにつきましては、アレルギー児童生徒における対応について、品川区では、平成２６年に品川区立学校における食物アレルギー対応の手引というものを作成いたしまして、食物アレルギーの対応を行っております。こちらの考えの一番の根本の部分は、安全性を最優先に考えるというようなところでございまして、現在では完全除去食というふうな形で対応しており、部分除去ですとか代替食の対応は行ってございません。

現在、区では、各校による自校調理を行っており、各学校の栄養士の努力によってアレルギー等につながる食材を極力避けた献立づくりを実施し、給食提供に差が出ないように取り組んでおります。

文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針につきましては、給食時間を安全に、かつ楽しんで過ごすことができるという目標ではございますが、品川区において、安全性は最優先とし、そして現行の学校及び調理場の施設、設備、人員等を鑑みた上で、

現在の対応に至っております。

また、アレルギーの内容については多岐にわたり、そして、除去内容についても個人差がございますので、個々の代替食対応は、複雑かつ困難を極め、誤食等のリスクを高めることになるのではないかと考えております。品川区においては、どの学校に入学、転入されても同等な対応ができるように、これからも安全を最優先とした上で、除去食と弁当持参を基本に対応してまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

これより一括して審議、質疑を行います。

質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 御説明ありがとうございます。

アレルギーのほうなんですけど、学校に私も行ったときに、部分的に除去したりとか代替とかということについて、調理員さんとか栄養士さんとか、いろいろ話をしたときに、かなり複雑になって、やりたいという気持ちはあるけど、非常に心配な面というか怖い面もあるというようなことが話題になったことを記憶しているんですね。

やはり今もお話があったように、アレルギーの対応は、第一主義というか、安全だけなんですよね、とにかく。安全が第一なんですよね。絶対に事故を起こしちゃいけないということが大事だと思うんですね。

そういう意味で、一定のアレルギー対応に関する規則的なものって何かあるんですかね、区として。その辺をお聞きしたいですね。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 区の基本的なルールとしましては、食物アレルギー対応の手引にも記載されておりますけれども、各学校における食物アレルギー対応委員会というものを設置し、医師の指示書に基づいて、学校長、そして、副校長、担任、養護教諭、先ほど委員がおっしゃいました栄養教諭、栄養職員や調理員等により個々の対応について決定をしているというプロセスを経て対応を行うというのが、現在のルールとして設定されているところでございます。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

幾つか質問をさせていただきたいんですが、最初の長期欠席の児童生徒さんの給食費の件なのですが、陳情の中に、都内のほかの自治体では長期欠席の児童生徒さんに給食費を給付する制度を設けているところがあるということでしたので、実際はどういうようなことをされているのか、仕組みとかをお聞かせいただければなということと、あと、アレルギーのほうに関して、北九州市での取組というのがあったので、少しその辺りを詳しく教えていただければなと思います。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 他区の事例でございます。令和6年度特別区学務課長会調査によります

と、長期欠席の児童を含めた補助事業というふうなものは、現在、2区で実施をしていると聞いております。それ以外に、長期欠席の児童は含まれてはいないのですが、例えば、アレルギー等の事象によって給食を喫食できない場合の弁当持参に関して補助を行っている区は9区ございます。品川区においては、完全弁当実施者に関しては、給食費相当分の補助をさせていただくような施策をやってございます。

続きまして、北九州市の事例でございますけれども、北九州市は、令和7年2月18日にアレルギー週間というものの、これは日本アレルギー協会が指定しているのですが、それに合わせた取組を実施しており、例えば、アレルゲンとなるような小麦とか大豆とか、そういった28品目を含まないアレルギーフリーの献立を開発して学校給食で提供していると聞いております。ただ、こちらについても、そういった特別な期間を設けて対応しているということで、基本的には除去食としているというふうなことを聞いてございます。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

マイスクール八潮の昼食提供について、もう少し詳しく教えてください。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 マイスクール八潮の昼食提供についてですが、この6月30日より、マイスクール八潮に午前中から午後にかけて通室している児童生徒に対して昼食を提供するものでございます。事業者に依頼をしまして、個別の申込みに対して配送していただき、昼食を提供する形を取っています。各家庭より専用のサイトで申込みを行って、昼食が提供されるという仕組みになってございます。

以上でございます。

【教育長】 ほかにはよろしいですか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 もう一つ伺いたいんですけれども、校内別室指導されているお子さんの給食に関しては、別室のところで食べていくことができるようになっているのか、その辺を伺えたらと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 校内教育支援センター、校内別室を利用している児童生徒に対しても、給食の時間まで残られる児童生徒に対しては、給食をその場で喫食できるようになってございます。場合によってはクラスメートを呼んだりですとか、そういった取組も学校によっては進められているところでございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

それでは、まず、学校給食費を給付して長期欠席の子どもたちと保護者を応援する陳情の取扱いについて、御意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらか御発言をお願いいたします。結論を出すのであれば、採択、不採択と、その結論についても御発言をお願いします。

吉村職務代理者からお願いします。

【吉村教育長職務代理者】 今日、決めるということでもいいと思います。私としては、陳情の理由等、よく分かるんですが、現在、マイスクール等で取り組んでいることもあり、ますので、現段階では、不採択の理由として、今取り組んでいることを継続して、今後、

確かに長期児童の問題というのがあるとは思いますが、それは、今後の検討材料ということで、今回については、今言った理由で不採択ということでいいかなと思います。

【教育長】 では、稲垣委員、お願いします。

【稲垣委員】 結論を出すということでお願いいたします。結論は不採択ということでさせていただきます。ただ、とても重要な視点だと思いますので、学校へ来ない、この子は来ないからといって、用意をしないで、その分お金を出しますというよりは、学校でいつでも給食を用意して、いつ来てもいいよ、気が向いたらいつでもおいでという環境を整えるほうに注力してあげたほうがいいんじゃないかなというのが理由です。

不登校のお子さんを持つ御家庭の負担が大きいのは確かなことですので、マイスクール八潮の給食拡大を含めて、あと、校内別室とか、全体的な私立も含めてのフリースクールの支援のほうとかに厚めに支援をしてあげるように方向性を持っていただければなと思います。ただ、フリースクールに通えないお子さんもいらっしゃると思いますので、そういうお子さんへの支援は、保護者の休業とか失業の支援とかまで含めて、もっと広いところで考えていったほうがいいかなと思います。恐らく、保護者の方の困り事の本質というのは、お弁当代を出さなきゃいけないということではないと思いますので、もっと深いところに多分あると思うので、もっと包括的に支援ができることを考えていただければなと思います。

以上です。

【教育長】 濱松委員、お願いします。

【濱松委員】 ありがとうございます。結論を出すで、不採択でお願いいたします。

まず、非常に、陳情の内容については本当に理解をいたします。長期欠席の子供たちの支援が重要だということは認識しています。

これは、申し上げづらいんですが、限られた財源の中で、公平性という表現が適切かは置いておいて、そういったことを考え、また、もう少し流れを見ながらとはいえ、やはり教育委員会のみならず、ほかの部局ともしっかり連携して行って、品川区としてどうやってこの重要な取組に対応していくのかというのは、結論を出すと言いながらも、やはり引き続き考えなきゃいけないものというふうに思います。

以上です。

【教育長】 吉原委員、お願いします。

【吉原委員】 私も結論を出す、不採択ということでよろしいかと思います。

でも、非常に、とても大事なポイント、2件ともおっしゃっていると思う案件でして、長期欠席のお子さんたちに対しての昼御飯というのは、御家庭では非常に負担だと思います。ですけれども、稲垣委員がおっしゃったように、やはり学校へ来る方向、校内別室が整ってから、大分、不登校のお子さんが校内別室に登校できるというようなことも聞いていますので、給食を食べに行くだけでもいいから行ってみるとか、最初はそういうところから始まってもいいのかなと、なるべく学校に行けたらいいなという取組のほうにも力を入れていただければいいんだろうかと、費用を負担することで、お子さんとか親御さんの気持ちが学校から離れるということはないんだろうと思うんですけれども、なるべく学校とつながるというポイントを給食ということに向いていただいてもいいかなと思った次第です。

【教育長】 それでは、今、御発言いただきました。最後に私から申し上げます。

本日結論を出すということで、不採択でお願いしたいと思います。理由としましては、今皆様からもございましたように、長期欠席の子供の給食費相当分の給付には、様々な検討が必要だということで、学校での教育活動の一環として給食を提供しているということからも、その費用を支給するというので、不登校への支援をそこに収められてはいけないと思っております。幅広く複合的な要因が長期欠席の子供にはあると思いますので、重層的な支援をしていくという視点が必要であり、今回の陳情につきましては不採択でお願いをしたいと思います。

それでは、本陳情については結論を出すという意見でまとまりましたので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本陳情については、本日結論を出すことに決定いたしました。

先ほどそれぞれ御意見を伺いましたので、本件について採決を行います。

学校給食費を給付して、長期欠席の子どもたちと保護者を応援する陳情についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認め、不採択とすることに決定します。

それでは、次に、食物アレルギー児童生徒に代替食の提供を求める陳情の取扱いについて御意見を伺いたいと思います。

継続にする、あるいは結論を出す、どちらか御発言をいただき、結論を出すのであれば、採択、不採択と、その結論についても御発言ください。

吉村職務代理者からお願いします。

【吉村教育長職務代理者】 結論を出すで、これは不採択でお願いします。

先ほども申し上げたんですけど、アレルギーへの対応というのは本当に一人一人の子供によってそれぞれ違って、それを限られた給食調理室というスペースの中で、限られた人数で対応していくということについては、かなり複雑になって難しい面があるということは、先ほど申し上げたように、現場の声として私はかつて聞いてきております。そういうことを考えると、何を一番優先しなければいけないかというと、やはり安全だと思います。安全ということを優先したときには、部分除去とか代替とかというのは、やはりちょっとリスクがあると私は思っています。したがって、今現在行っている除去食という対応で私はいいいのかなというふうに思っていますので、そのような理由で不採択と考えます。

以上です。

【教育長】 稲垣委員、お願いします。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

結論を出すということで、私も不採択ということでお願いいたします。

理由としましては、私の友人にもアレルギーを持っているお子さん、たくさんいますし、あと、私自身の妹も、入院するぐらいアレルギーがひどかったので、母親が除去しているのを見ていて、大変そうなのはよく分かっているの、アレルギーのお子さんをお

持ちの方が、本当に毎日大変なことは、すごくよく分かります。

ただ、現在の学校で給食を作っている現場について、見せていただいたこともあって、1人の調理師さんが、全く色が違うエプロンをつけて、全く違うトレイを持って、絶対に混じらないようにということで、1人かかり切りで今作っていらっしゃるような状況なんですね。なので、本当にすごく注意深く作業されていて、それで今の安全を守っていらっしゃる状態です。一般的に見て限界かなというところがありまして、これ以上負荷を増やせば、恐らく事故につながる危険性が出てきてしまうと思います。吉村先生もおっしゃったように、やはりアレルギー対応で最優先されるのは安全だと思いますので、今現在の除去食というのが、申し訳ないのですが、現状での最善手なのではないかなと思います。

教育的な面に関しましては、代替食にしたとしても、やはり全く同じではないので、ほかの子と違うという陳情にあったお声の解決には多分ならないだろうなと思っています。学校がすべきなのは、様々の事情の子がいて、アレルギーで食べられないものがあるんだよという子もいることを知った上で、アレルギーを持つ子と過ごすときにどんなふうに安全のために気をつければいいのかとか、何でもかんでも分け合って食べたらアレルギーの子に危ないんだとかということ、小さいうちから一緒に過ごすことで学んで、周囲がきちんとアレルギーに対する理解を深めることが、多分学校で教えるべきことだと思います。なので、それが最終的にアレルギーを持つ子が将来にわたって安心安全に、ほかの人と違っていいんだよということ、自信を持って過ごせるようになるほうが大事なんじゃないかなと思います。

あと、1点、先ほど北九州市の事例であった、アレルギーの対応食を、みんなが同じものを今日は食べようよという日をイベント的に設置するというのは、すごくよい取組じゃないかなと思いますので、ぜひ、これに関しては導入できるといいなと思います。

以上です。

【教育長】 濱松委員、お願いします。

【濱松委員】 ありがとうございます。

結論を出すで、不採択でお願いいたします。

お二方が言われているとおり、安全性の観点から、やはり一律提供というのは難しいんじゃないかなと思っています。なので、現行の除去食の対応、持参の弁当の対応の継続ということになりますと。

ただ、将来という言い方がいいのか、また、これも難しいところですが、設備、人員体制をどうしっかり整えていくのかということところは、こちらはやはり検討する余地があるんだろうなと思いますが、現時点では、先ほど稲垣さんからもあったとおり、イベントというか、一律というのが難しいまでも、北九州市のようなやり方、あるいは何かほかのやり方で、皆が共に学び、より安全な取組になるようにできたらいいなというのを付言しておきます。

以上です。

【教育長】 吉原委員、お願いします。

【吉原委員】 私も、今までの委員の方々と同様、結論を出す、不採択です。

作る立場の方たちの大変さももちろんですけども、配膳における大変さ、誤食、それから配膳間違い、これらを考えると、どう考えても安全性を優先することとどんど

ん遠くなってしまう。小さい幼稚園、保育園のときには、人数も少ないですし、配膳も先生方が全部責任を持ってできるんですけど、学校給食においては、不可能に近い数の生徒さんが通われていますので、やはり最も大事とする安全性ということを第一としますと、完全除去という形が一番いいのではないかというふうに思います。

【教育長】 ありがとうございました。

最後に私から、私も結論を出す、不採択でお願いしたいと思います。

理由は、皆様からもございましたが、やはりアレルギー対応は、安全性を最優先として進めていかなければならない。その上で、現行の体制で代替食の提供は、給食調理員の業務を複雑化するという事とともに、配膳に当たっても間違える危険性が高まるということもありますので、現在の除去食ということで対応していくのが、現在のところは一番安全性を確保できるのではないかと考えております。

それでは、本陳情につきましては、結論を出すとの意見でまとまりましたので、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本陳情については、本日、結論を出すことに決定いたしました。

先ほど、それぞれ御意見を伺いましたので、本件について採決を行います。

食物アレルギー児童生徒に代替食の提供を求める陳情についてお諮りいたします。

本件を不採択とすることに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認め、不採択とすることに決定いたします。

次に、日程第2、報告事項1、令和7年度第1回家庭教育講演会について説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、私から報告事項1、令和7年度第1回家庭教育講演会について御説明いたします。

資料3をお願いいたします。

品川区教育委員会主催によりまして、毎年、家庭の教育力向上を目的とした講演会を開催しております。今年度、第1回目は、「～自己肯定感を育てる魔法のことば～子育てで大切なたった1つのこと」と題しまして、講師に親子コミュニケーションラボ代表理事であり、NHK「すくすく子育て」元キャスターとしての御経験を生かし、子供の自己肯定感を育てるコミュニケーションアドバイザーとして各種メディアで御活躍され、また、各方面で講演、研修、企業セミナーの講師などを務めていらっしゃいます天野ひかり様をお招きし、区の公式ユーチューブチャンネル、しながわネットTVにてオンライン配信いたします。配信期間は、令和7年8月1日金曜日から9月1日月曜日までの1か月間です。

現在調整中ではございますが、講演会の案内資料にURLとQRコードを掲載し、オンライン視聴を可能にいたします。事前の申込みや予約なども不要ですし、どなたでも気軽に視聴いただける環境を整えます。

また、今年度より対象を拡大し、区立の小中義務教育学校の保護者の方だけではなく、私立の学校等に通う児童生徒の保護者を含め、広く子育てを行っている全ての保護者の方に御利用いただけるよう事業の見直しを図りました。

周知につきましては、区ホームページやSNSなどの活用と合わせまして、学校関係者やPTAなどを通じて幅広く周知を行い、より多くの方々に家庭教育に関する有益な情報をお届けしてまいります。

説明は以上です。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

では、令和7年度第1回家庭教育講演会については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項2、学校改築の進捗について説明をお願いします。

学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 私から学校改築の進捗について御説明いたします。

資料4番、電子資料では8ページの資料を御覧ください。

令和7年6月現在、小学校6校、中学校2校の改築を進めております。

資料の左上を御覧ください。

改築着手の早い順に、浜川小学校では外構工事を進めており、7月中に完成する予定です。これで、令和2年から始まった一連の改築工事の全てが完了となります。

その下、第四日野小学校では、体育館棟内装工事を進めており、こちらも7月に完成する予定です。引き続き、最後の外構工事に着手いたします。

その下、浜川中学校では、校舎棟の躯体工事を進めており、令和8年7月に完成する予定です。

その下、城南第二小学校では、校舎棟の内装工事を進めており、7月、来月完成する予定です。引き続き、体育館棟の工事に着手いたします。

資料右上、源氏前小学校では、校舎1期の躯体工事中です。令和9年1月に完成する予定です。

その下、鈴ヶ森小学校では、6月に仮設校舎建設に着手いたしました。本年度中に完成する予定で、令和8年度からは新校舎建設工事に着手いたします。

その下、浅間台小学校では、基本設計がまとまり、現在、実施設計を進めております。

最後に、東海中学校では、設計委託業者をプロポーザルにより選定し、今後、基本設計を進めてまいります。

続いて、これらの学校のうちから浅間台小学校について計画概要を説明いたします。

8ページに進んでいただき、電子資料では9ページになります。

左上に完成後の鳥瞰イメージを掲載しております。構造や階数、面積など、建物概要はその下にお示ししているとおりです。教室数は、普通教室を12室、多目的教室が5室の合計17室で計画しております。また、特別支援教室を1室、特別支援学級を6室設けます。

その下、計画のコンセプトは1から5のとおりでございます。

次に、資料の中央、配置図兼1階平面図を御覧ください。図面の上側が北になります。

敷地のほぼ全周にわたって隣接地と高低差がある敷地で、西側にはJRの鉄道が走っていることが特徴です。新校舎は、敷地の西側に配置をし、既存よりも広い人工芝のグラウ

ンド東側に計画します。各フロアの構成ですが、1階には地域利用も想定した多目的ホールや会議室、南側には保健室や普通教室、特別支援学級を配置します。

続いて、資料のその上、2階平面図を御覧ください。

北側には体育館、中央にはメディアセンターや管理諸室、南側には学習室や特別支援教室を配置します。その右隣、3階は、東側及び南側に普通教室や特別支援学級、西側には家庭科室、図工室を配置しています。4階も同様です。東側、南側に普通教室、西側には理科室、音楽室を配置します。右端の5階ですが、プール及びプール諸室を計画します。プールサイドには大型のひさしをかけ、プール水面は日除けのシェードなどで覆うことを検討しております。

次に、児童の登校動線ですが、1階の図面に戻っていただき、既存と同様に東側の正門を利用します。1階の教室へは直接、2階以上の教室へは、敷地中央の大階段を上り、2階エントランスホールからアプローチをします。

最後に、資料の中央下、建て替え計画でございます。

左上のステップ1から、青色の部分が既存建物です。まず、校庭の一部に赤色の仮設校舎を建設します。ステップ2、3では、西側の既存校舎、プールなどを解体します。ステップ4では、赤色の新校舎の1期工事、校舎棟建設に着手いたします。ステップ5では、完成した校舎棟に引っ越し、それまで使っていた仮設校舎と北側の既存校舎を順次解体していきます。ステップ6では、新校舎2期工事として体育館棟を建設し、ステップ7では、既存体育館を解体します。そして、ステップ8、9で外構工事を行い、工事完了となります。

工事期間中の運動スペースですが、ステップ1から6までは既存体育館を、ステップ7以降は新体育館を使用します。プールとグラウンドについては、工事の進捗に合わせ、近隣校などを利用する計画です。

なお、説明いたしました計画概要については、基本設計完了段階の内容でございます。現在進めている実施設計の中で変更が生じる可能性があることを御承知おきください。

説明は以上になります。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 御説明ありがとうございました。

今、この一覧を見るだけで、本当にこうやって計画的に多くの学校が改築されていくということは、なかなかいろんな自治体の中でもないことかなと思います。これは、学校環境をこうやってすばらしい環境をつくっていただけるということは、本当にありがたいことだなというふうに思っております。

2つあって、1つは、年度の計画でどんどん進んでいくわけですけど、基本設計の段階、あるいは実施設計の段階で、学校の現場の声というのはどんなふうに聞いているのかということ、ひとつお伺いしたい。

2つ目は、これは分かるんですけど、浅間台の具体的な計画は、先ほど御説明があったように、普通教室が12の使用ということですよ。要は、浅間台は、現在は小さい学校なので、これ以上は絶対に増えることはないという、そういうことなのかどうかというこ

とをお聞きしたいと思います。

以上です。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 2点御質問いただきました。

1点目の設計段階での現場の声、学校の声でございますが、こちら、特に基本設計段階で、区の職員と学校の教職員との間で、よく校長先生とか副校長先生を中心にやり取りをさせていただきながら施設のレイアウトなどを検討しているところでございます。あとは、地元に対しましても建設準備懇談会というものを組織しておりまして、この中で、町会長やら校区教育協働委員の方々から御意見をいただきながら設計を進めております。

2点目の普通教室の数でございます。

こちらは、毎年度推計を取っておりまして、浅間台小学校におきましては、昨年度の時点では令和12年度に12学級が最高の数ということで、そこから12学級が当面続いていくということで考えております。

以上になります。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

なかなかこういう新しい施設を造るときに、新しい学校はできたけど、実はここはちょっと使い勝手が悪かったとかということをよく聞くので、ぜひ、その辺、丁寧に現場の先生の教育的な観点の声をよく聞いて、すばらしい施設を造っていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

いつもこのテーマが出るときに、本当にハードの面がまず重要だなと思います。もちろん子供たち、先生方を含めて、箱物、ハードを重要視するというのは、安全性、そのほかの観点から極めて重要であると。とはいえ、やっぱり投資のインパクトはめっちゃめっちゃ大きいので、ここは、ソフトの面をいかに充実させていくのかというのがポイントだと思います。

1つ質問で、後に、また、要望というか、提案ですけれども、いわゆるハード、こういう学校施設をどうしていくかと、ソフトの面で開かれた学校という、もちろんリスクはありますけど、にしていかないと、東京都も2040年以降は人が減ってきますから、さらに子供なんてもっと人が減っていくとなったら、そのソフトの面、教育委員会事務局として、あるいは現場の学校、あるいはその地域として、どのように考えているのか、教えてください。

【教育長】 どなたが答弁を。ソフト面、いろんな関わり方があると思うので、自分の持分で結構ですので、それぞれ答弁いただければと思います。まず、施設で。

学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 まず、ハード面へのソフト面の反映といいますか、そういったことにつきましては、基本設計中、実施設計中の各段階で、まず、教育委員会の管理職間、そして、担当間でも議論し合いながら設計の仕様を決めているという状況でございます。

【教育長】 ほかには、どなたかから、大丈夫ですか。

特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 特別支援教育という面では、例えば、通常の学級にいらっしやいながらも支援が必要な方については、発達障害教育支援員ですとか様々な支援員といたところをつけておりまして、学校側のニーズに応じて、そういった支援員を配置していくといったところも対応ができるところでございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

開かれた学校というフレーズが、言葉があったんですが、その辺りをもう少し御説明いただいたほうが答えやすいかもしれません。

濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

少し調べて、まず、前提として、ハードに投資をする、これは税金なんだから、少なくとも区民が使いやすいようにしないといけない。安全性、防犯のリスク、そのほかのリスクについては、後に、あるいは並行して話せばいい。なので、私は、開かれた学校にすべきという考えです。

それについては、リスクがありながらも、否定する人ってあんまり、投資をしていますからいいと思います、人口も減ってきますから。となったときに、開かれた学校って、物理的に開かれて、いや、今も体育館、おじいさん、おばあさんたちが使えますよとか、図書室、校庭なんかもたまに使うことができますよ。それは、まず、最初の物理的に開かれた学校。

次に、社会に開かれた学校だったり教育課程で言うと、まさに市民科というのは、地域連携だったり、前も少し、この定例後に少し懇談があったシチズンシップ教育。市民科とシチズンシップ教育はイコールではないと。ただし、考えが近いとか、重なっているところはあります。

なので、やはり地域連携の授業をかなり強めていくであるとか、シチズンシップ、市民科、言い方はいろいろありますけれども。というような教育にかなり、ソフトとして投資をされた学校は、特に進めていくというところ。

例えば、地域の人、あるいは中小企業、ベンチャー、大企業、その区の中でも特に地域の人々が来やすくする。授業で生徒たちに、そういう地域に出ていってくださいではなくて、その人たちが集まりやすくなるような、そういうような場。これまでの学校だったら、なかなかそういう概念はなかったかもしれませんが、これからハードも改革するわけですから、ゾーニング等を考えながらも、ソフトの面で考えて、それが社会に出たときに、教育課程とか教育のプレイス。2つ目。

3つ目が、これは既に似たようなことをされているところもある。私、勉強不足で申し訳ないです。まちづくりと一体化した学校という概念もあるのかなというふうに思っています。まさに、学校が地域の公共拠点ということで、図書館だったり学童だったり高齢施設だったり、ホール併設的なところも含めて、既にここもやっておられるところがあるんじゃないかなと。勉強不足ですみません。と思うんですが、やはりそういう人の交流だったりソフトの面の充実を、ハード、ソフト両方で考えないと、せっかくたくさん投資をするわけで、それについて、私は何の疑問も思いませんし、やるべきだと思いますが、

ほかの市町村の動き等も含めて、せっかくこの機会なんだからと、この機会がなかったら、いやいや、考えろと言われても、なかなかハードが投資もされていないし、何でうちの学校だけなんだよってなるかもしれませんけど、せっかくの機会なんだから、検討したらいいんじゃないかなと思いました。

すみません。だらだら言いましたけど、お願いします。

【教育長】 教育施策推進担当課長。

【教育施策推進担当課長】 まず、市民科についてですけれども、市民科地区公開講座により、地域の方、保護者の方に学校の状況というものを発信しておるところですけれども、社会に開かれた教育課程という形で、こちらのほうも、また、充実していければと思っております。

併せて、今、体験学習や地域の方々に協力していただきながらの授業づくりも行っております。この辺りにつきましても、現在、検討委員会のほうを進めるということで前回も御報告させていただきましたが、その内容や在り方について、今後、検討課題として考えていければと思います。

以上です。

【教育長】 濱松委員。

【濱松委員】 ありがとうございます。

肝はやっぱり指導課だったり市民科のところになってくるのかなと思います。失礼ながら、懸念するのは、ハードの部門と、もちろん管理職の人たちがしっかり議論されて、この学校、本来、別にハードが改築された学校だけじゃなくて一律的にやる部分と、一方で、やはり投資をするところにはしっかりそこは心機一転頑張ろうぜというところってあると思うんですね。全部が無理でも、この学校だけはってなると、例えば、授業でも、全部が無理でも市民科は頑張ろうとか、指導課のこの部分、ここの教科のところは頑張ろうとか、この学校だけ頑張ろうというのがあると思いますから、しっかり私が要望したいのは、ハードを投資するんだったら、特にソフトの部分も同時に考えて、特に、ごめんなさい、数校から10校ぐらいですか、のところはしっかりやるということを、ある意味コミットしないと、失礼ですが、委員の先生方がその場で、1年間、あるいは半年の中で、いや、こういう市民科の授業をされるという、その市民科の中では、こういうことやってほしいと思うんですというものの、ハードのところはなかなか、インプットはされると思うんですけど、そこまでなかなか知らないし、どれだけ予算がかかっているかも、説明されると思うんですけど、ついていけない部分があると思うので、しっかりハードとソフトの部分を、例えば委員の先生にしっかり言ってもらって、じゃ、その観点からどういうことができますかねというのをやらないと、また、市民科だけの話をすると、それはハードはそこまで関係ない一律の話になってしまいますから、ぜひ、そこはハード、ソフト両方の改革の観点で、ぜひ、連携を取ってやってもらいたいと思います。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 ソフト面ですとか、あと、開かれた学校という意味ですと、品川区は全校でコミュニティ・スクールを実施しておりますので、こういったところで学校経営に御意見をいただき、また、地域の人材から多大な御支援をいただきということで、そういった連携を含めて、ソフト面の充実を図っていきたいと思っております。

以上です。

【教育長】 ほかにはございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

1点伺いたいんですけど、開かれた学校というお話に続くんですけども、多分、これ、市民の方が学校の中に入られてくることを目的として、多目的ホールとか多目的室を設置されていると思うんですけど、セキュリティ的な面で、生徒とのすみ分けというか、ここから生徒しか入れませんみたいなことは、どういう感じに安全確保されているのかを伺えたらと思います。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 セキュリティ面で言いますと、段階を追って説明いたしますが、まず、外周部からのセキュリティで言いますと、各門のところにインターフォンと電子錠を改築校であればそれぞれ設けて、確実なセキュリティチェックを行っていたき、基本的には、日中、登下校するとき以外は門は閉めっ放しにしておりますので、そこで確実にセキュリティチェックを行っていただき、外部の方は敷地内に入っていただきます。

その上で、施設開放室であれば、ここで言えば2階の水色のアリーナ部分、あとは1階の多目的ホールや多目的室（スタディ）といったところを開放する想定で考えておりますので、そこへの開放の経路と、そのほかの普通教室に至る部分を、例えばシャッターで区画したりだとか簡易的なポールを立てるだとか、何かしら物理的な区画をしてセキュリティを確保しているという運営をしております。

以上でよろしかったでしょうか。

【教育長】 ほかにはございますか。

吉原委員。

【吉原委員】 すみません、小さいことなんですけど、小学校は、17学級に対して特別支援学級が5というのは、ほかの学校と比べてみて、すごく割合が多いんですけど、特別重点校のような学校にしていかれるんでしょうか。

【教育長】 特別支援教育担当課長。

【特別支援教育担当課長】 浅間台小学校は、いわゆる特別支援教育の拠点校という位置づけでもありまして、知的の固定学級もある中で、今後、自閉症、情緒のお子さんたちというのニーズが少しずつ高まってきておりまして、そういった自閉症、情緒の固定学級というものを考えていくという上では、やはり教室を確保するというところで、早い段階で庶務課との連携をして、確保していただいているというところでございます。

【教育長】 よろしいでしょうか。

ほかにはございますか。

それでは、学校改築の進捗については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項3、一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続の未届事案について（土壌汚染対策法等）、日程第2、報告事項4、城南第二小学校改築工事における届

出の実施状況について（土壌汚染対策法等）、これらの案件は一括して説明をお願いしたいと思います。

学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 では、私から、2件を一括して御説明いたします。

資料右上、5番の資料を御覧ください。電子資料では10ページとなります。

本件は、区が発注した一部の工事において、土壌汚染対策法及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく届出を実施していなかったという事案でございます。

資料記載順に項番1、届出制度の概要です。

法、都条例とも、土壌汚染による人への健康影響を防止することを目的としており、一定規模以上の土地の形質変更を行う場合、届出などが義務づけられています。その対象としては、この表1に記載のとおりです。都条例のほうが、時期及び規模とも対象範囲が広がっています。その下、図1では、対象となる土地の形質変更として、公共施設の整備の例を示しています。

学校施設で言えば、下のほう、建物の新築、解体工事、そして、右下の学校等の校庭改修工事といったものが対象となってきます。特に都条例においては、規模が表1に該当する場合、整備に当たって、少しでも土を掘れば対象となるなどの要件が非常に厳しくなっています。

次ページに進んでいただき、項番2、届出状況の経緯でございます。

こちらは、旧荏原第四中学校跡地に関する土地利用履歴を調査したところ、過去に実施した工事に係る都条例の届出履歴が確認できませんでした。そのため、実施済み及び施工中の届出対象となる土木と建築の工事において、令和7年3月に東京都に確認した結果、一部の工事で届出が行われていないことが判明いたしました。

なお、各工事で発生した土壌は、工事現場からの搬出に当たり、搬出先の処分場と事前協議をした上、定められた土質検定などを行った上で適正に運搬処分されており、安全対策には問題ございません。

届出状況の調査結果はその下、項番3のとおりでございます。

表中の太枠で囲った部分が、それぞれ各工事での未届け件数を示しております。学校施設では、法が12件と都条例が41件であり、そのほとんどが校庭改修工事でございます。表層部分の土の入替えや人工芝化が土地の形質変更に当たります。

その下、項番4、未届けの発生原因でございます。

区といたしましては、法及び都条例に関する認識不足、区職員などのチェック不足が原因と考えております。

最後に、項番5、今後の対応でございます。

東京都の指導の下、速やかに土地利用履歴調査、届出などを行ってまいります。さらに、改善対策として、管理職による研修などを通じて、工事所管部署の職員に対する法令遵守指導を徹底いたします。また、届出に関する業務について、設計委託仕様書に明記するなど、区職員及び設計者による確実なチェック体制を整備いたします。

ここまでが区有施設全般に係る内容でございます。

続いて、次ページ、電子資料では12ページに進んでいただき、城南第二小学校改築工事における届出の実施状況について説明いたします。

本件は、先ほど御説明した未届け事案の中でも現在進行中の工事であり、情報としての影響度合いが高いため、個別事案として取り上げております。

まず、資料内容に入る前に状況を御理解いただけるよう、土壤汚染対策の基本的流れについて御説明いたします。

法及び都条例とも、大きく分けて３段階で整理できます。

まず、第１段階として、土地利用の履歴を調査します。これは、敷地内に過去に有害物質が存在していなかったか、廃棄物を埋立てて処分した履歴はないかなどについて調べます。その結果、汚染のおそれがあると判断された場合は、第２段階として、汚染状況を調査します。ここでは、現地土壌をサンプリングして採取し、分析をかけます。ここで実際に有害物質が確認された場合は、第３段階として、周囲へ汚染が拡散しないよう、土壌の掘削除去などを行って対策を進めていきます。

それを踏まえて、資料内容、項番１、概要、経緯でございます。

城南第二小学校につきましては、第１段階の土地利用履歴調査を終え、都条例に基づく必要な届出を提出していました。その際、汚染のおそれありと判断されたことから、土壤調査を実施した結果、調査区域の一部から基準値を超える鉛とその化合物が検出されました。ところが、その結果について、法及び都条例に基づく必要な届出を提出せずに、土壌の場外搬出を行っていたことが問題でございます。

なお、搬出した土壌については、適正に運搬処分したことを確認しております。

また、未提出の届出内容は記載のとおりですが、本日時点では、全て東京都に提出を完了しております。

その下、項番２、児童等への健康への影響です。

土壤汚染は、法で定める基準及び土壤溶出量基準及び土壤含有量基準について超過していますが、児童等が通常活動する範囲は、掘削除去または舗装により措置されており、健康への影響の心配はないと考えております。加えまして、安全性をより一層高めるため、立入り制限やシート被覆を行いました。

詳細は、次ページ、別紙１のとおりです。

このように学校敷地を１０メートル掛ける１０メートルのグリッドで碁盤の目のように区切りまして、８１分割中４区画が基準を超過しておりました。そのため、必要な飛散防止措置を実施しております。

ページ、戻っていただき、項番３、対応状況と今後の予定についてでございます。

未提出の届出については、御説明したとおり東京都へ提出を完了しており、７月末に完成予定の新校舎の工事には、遅延が生じる可能性は極めて低いです。今後、汚染土壌が確認されている区域は、引き続き工事の進捗に合わせ、掘削除去などの措置を実施してまいります。

なお、本事案のうち、特に児童の安全面に関わる情報について、来週の７月１日の文教委員会後に保護者へお知らせを送付する予定です。

本件を踏まえ、改めて法令に定められた事項について確認し、適正かつ確実な事務執行に努めてまいります。このたびは大変申し訳ございませんでした。

私からは以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 今御説明いただいたんですけど、城南第二小学校のほうについてこの文書で、鉛及びその化合物が検出されたが、法及び都条例に基づく必要な届けを提出しなかったというふうに書いてあるんですけど、これは、これが検出されても届出を提出しなかったという理由は、先ほどの資料でいうと、要するに認識不足ということなんでしょうか。だから提出をしなかったという、そういうことなんでしょうか。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 委員御指摘のとおりでございまして、検出はされて、確実に提出しなければならなかったものなんですけれども、認識不足により提出が怠っていたということでございます。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 これは、こういうふうに提出しなかった場合に、例えば、都に対しては、都のほうからは速やかに提出してくださいということで、これで終わるんでしょうか。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 基本的には、都から何か催促といったものはなくて、あくまでも提出する側の区がしっかり確認して都へ届け出るという仕組みとなっておりまして、

以上です。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 そういうことは、じゃ、これは、区のほうが主体的に提出をしているということなので、提出していなかったから、都から全部チェックを受けてという話ではないということなんでしょうか、これ。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 おっしゃるとおりでございます。

今回は、全体の資料の中の荏原第四中学校跡地のところで届出をしていなかったというところで、区の工事を一斉調査したところ、城南第二小学校も区のほうで提出をしていなかったということが発覚し、現在、届出を進めているというところでございます。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 分かりました。

先ほどの説明の中にもありましたけど、この案件で一番ポイントというか重大なところは、これで、もし、子供の健康に影響が出るということになったとしたら、それは大変なことなので、ぜひ、法令に基づいて届出をするということももちろん、それはまず第一にやらなきゃいけないことなんですけど、改めて、子供たちへの影響、教育環境への影響がないようにやっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 まだまだ城南第二小学校、工事が続きますので、工事完了までは、確実に土壌汚染の4か所、そして、最後の1か所になるまでしっかりと安全状況を確認して、掘削除去していきたいと考えております。

なお、基準量の考え方なんですけど、仮に児童が手に触れたり地下水を摂取するというこ

とがあったとしても、70年間毎日定量を摂取しない限りは、健康影響がないといったような厳しい基準が設けられています。なので、少なくとも現状、区画をしてシート養生もしておりますので、そういった健康被害はないというふうに考えてございます。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

すごい素人質問なんですけど、出さなかったことによるペナルティーとか、もう一回やり直せとか、そういうことは特にはないのかなというのが1点と、あと、工事が終わった後も、ずっと土の上で生徒は暮らすことになるので、完成した後、この土はどうするのかなというところを教えていただければと思います。

【教育長】 学校施設担当課長。

【学校施設担当課長】 本件につきましては、東京都と協議した結果、特に罰則などまでは求めないということで調整をさせていただきます。

2点目の土、今後どうなっていくかということなんですけれども、A3の別紙1にお示しするとおりでございます、少なくとも城南第二小学校につきましては、斜線がかかっている4か所については、全て掘削除去を行って、何も汚れていない健全な土に入れ替えますので、改築後は全く問題ない敷地になります。

以上でございます。

【教育長】 稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。安心しました。

この後は保護者の方に説明されるということなので、今のこととか、あと、先ほどおっしゃっていただいた、長期に摂取しなければ被害が出るようなものではないというようなことを詳しく説明していただければと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございますか。

それでは、一定規模以上の土地の形質変更に伴う手続の未届事案について（土壌汚染対策法等）及び城南第二小学校改築工事における届出の実施状況について（土壌汚染対策法等）についてはよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項5、令和8年度新入学者の受入枠について説明をお願いします。

学務課長。

【学務課長】 それでは、私から、令和8年度新入学者の受入枠について御説明をいたします。

教育委員会資料は7、PDFでは14ページを御覧くださいませ。

毎年10月に来年度の学校選択を実施します。それに当たりまして、学校案内のパンフレットを作成し、受入枠を案内しているところでございます。そのパンフレットの発行で御案内するに当たり、この時期に御報告させていただいているものでございます。

各学校の受入可能数の基本的な考え方ですけれども、令和8年度新入学の学級編制につきましては、小学校、中学校ともに35名となっておりまして、義務教育学校につきましては、前期課程、後期課程、それぞれ小学校、中学校に準ずることとしております。

小学校は、令和7年度より全部の学年で35人学級を達成したところでございますけれども、東京都が、中学校につきましても令和8年度から段階的に35人学級とする旨の通知を発出いたしました。こちらにつきましては、参考資料として教育委員会資料7の4ページ目、PDF資料では17ページ目でございますので、後ほど御覧くださいませ。

この状況におきまして、資料の真ん中に受入可能数をそれぞれ示しております。基本的に、小学校につきましては、まず、1学級のところにつきましては、転入者を考慮した上で35名学級から5名ほど余裕を持った30名としております。2学級のところにつきましては、10名程度の転入の考慮をしております。中学校につきましても、35名学級を基本として、1学級のところについては、転入等の見込みを5名、そして2学級のところにつきましては、転入等の見込みは10名、3学級以上につきましては15名を見込んでおります。こちらの見込み数につきましては、過去の実績などを考慮した上で設定をしているところでございます。

各学校の受入可能数につきましては、資料の別表1及び別表2のほうに示してございますけれども、今回、令和8年度の小学校・義務教育学校前期課程の受入可能数につきましては、1番の城南小学校、そして5番の城南第二小学校、こちらは令和8年度から通学区区域の変更によって学級数に変更となっております。それに伴って受入可能数につきましても変更になっております。それ以外に、3番の三木小学校ですとか20番の中延小学校、29番の上神明小学校は、これまでの実績等を考慮した上で、昨年度、お示しした受入可能数より減らしております。

続きまして、別表2でございます。

中学校につきましては、ほぼ昨年度と同様の形でございますけれども、12番の八潮学園、13番の荏原平塚学園につきましては、昨年度は4学級で案内していたところ、実績等を考慮の上、今後、動向も踏まえながら3学級にしております。

なお、35人学級の影響になりますが、学級数の影響ということで、全般的に、中学校につきましては受入可能数が低く設定されております。今回1,700名ということで実施しておりますが、実際に入学するベースで考えますと、大体実績は1,700名のところでございますので、学校選択においては大きく影響があるものではないというふうに考えてはございます。

なお、今回、教育委員会資料7-1の(3)にございますとおり、今回の受入可能数につきましては、学校選択において示すものでございますので、通学区域内の学校に入学する場合については、受入枠を超えても全員を受け入れるというふうな基本的なところについては変更がございません。

私からの説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

中学校が35人になるということで、これから多分どんどんクラス数が増えていく可能性があるかなと思うんですけど、教室の不足の状況とか、あと、教員の不足の状況はどんな感じなのかなということがあれば、教えていただければと思います。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 現在、35名学級を基本とする旨東京都より示されましたが、現行も、いわゆる中1ギャップ対策として、7年生においても、1番の東海中学校、12番の八潮学園、13番の荏原平塚学園、15番の豊葉の杜学園などが対応を行っているところでございます。

そのときに、学級数の増を選んでいる東海中学校、八潮学園につきましては、これまでどおり学級数をきちんと担保するような形でしょうし、あと、教員の加配を実施している荏原平塚学園や豊葉の杜学園なども、今回、学級数の増に対応できるように工夫をしているところでございます。

東京都の通知を受けて、改めて学務課のほうで教室等の保持ですとか用途の変更ですとか、そういったことを含めて協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

【教育長】 指導課長。

【指導課長】 教員の不足の問題については、東京都の動きを注視するとともに、連携を図っていききたいと思っております。

【教育長】 ほかにございますか。

では、令和8年度新入学者の受入枠については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項7、品川区フリースクール等利用料助成金について説明をお願いします。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 それでは、品川区フリースクール等利用料助成金についてを説明いたします。

資料9、電子データ28分の19ページを御覧ください。

まず、項番1、事業名ですが、品川区フリースクール等利用料助成金としております。

項番2を御覧ください。

本事業の目的です。目的は記載のとおりでございますが、フリースクール等に通っている不登校の児童生徒の保護者に対して利用料の助成を行うことで、保護者の経済的負担を軽減し、学びを止めない教育体制の充実を図ることを目的としています。

項番3の実施内容ですが、東京都フリースクール等利用者支援事業助成金の利用者であり、品川区立学校に在籍している不登校の児童生徒の保護者に対して、月額2万円を上限として、フリースクール等の利用料から都助成金を控除した額を助成するものでございます。

項番4、申請受付開始日は、令和7年8月1日を予定しております。

項番5、周知方法ですが、6月下旬に次の方法で周知をいたします。

品川区立学校及び関係機関を通じたチラシの配布をはじめ、区ホームページ「品川区不

登校ポータルサイト「～ぷらっと～」、区SNS、広報しながわ（8月1日号）などを通じて周知に努めてまいります。次のページに周知用のチラシを添付してございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

2つあるんですけど、現在、区内の児童生徒で、フリースクール等に当たるところに通っている児童生徒ってどれぐらいいるんでしょうか。

それから、都の助成金を控除した額ということで書いてあるんですけど、都の助成金というのは幾らなんですか、今。それを教えてください。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 品川区立学校に在籍する児童生徒のうちフリースクール等を利用している人数ですけれども、令和6年度の実績になりますが、70名程度の児童生徒が利用しているということが分かっております。今年度も同じぐらいの数にはなろうかというふうに考えております。

また、東京都の助成金ですけれども、東京都も2万円の助成金を出しております。ですので、フリースクール等の利用料が月額4万円を超える場合には、品川区の2万円と東京都の2万円の助成を受けられるというような仕組みになってございます。4万円を下回る場合には、東京都の2万円に加えて品川区は、その利用料ぎりぎりまで出せるというような形を取っております。

以上でございます。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにございますか。

稲垣委員。

【稲垣委員】 ありがとうございます。

一般的にフリースクールの利用料って、大体お一人の方幾らぐらい払われているのかな。というのは、この4万円の中で全額が賄われる人がどれぐらいいるのかなというのが、もし分かったら教えていただきたいのと、あと、基本的に多分、都のやっている事業に上乘せする形になると思うんですけど、都のほうでどのフリースクールが対象になるかみたいな、基準ってどういうふうになっているかががもし分かったら教えていただきたいなと思います。

【教育長】 教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 フリースクールも様々な場所がありますので、一般的に平均的に幾らというところは、なかなかこちらでも把握しづらいところなんですけれども、4万円を超えるところも多くあるというふうには聞いております。

また、東京都が対象としているフリースクールについてですけれども、東京都がどのように選定をしているかというところは、我々も把握していないんですけども、区として助成をするに当たっては、東京都が認めているということを前提としておりますので、そういった形で東京都が認めていないようなところには助成はしないというスタンスでおり

ます。

以上でございます。

【教育長】 ほかにはございますか。

では、品川区フリースクール等利用料助成金については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項8、令和7年度品川区立図書館の休館について説明をお願いします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 品川区立図書館の休館について説明いたします。

電子資料21ページを御覧ください。資料ナンバー10でございます。

品川区立図書館は、特別整理期間（蔵書点検等を実施）や公共・学校図書館システムの機器プレイス、また、一部複合施設の施設点検等実施に伴い、下記のとおり休館いたします。

22ページ、次のページでございますが、こちらは休館のカレンダーでございます。御不便をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

【教育長】 質疑はございますか。

令和7年度品川区立図書館の休館については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第2、報告事項9、図書館夏のイベント（子ども向け）の御案内について説明をお願いします。

品川図書館長。

【品川図書館長】 図書館夏のイベント（子ども向け）の御案内について説明いたします。

23ページを御覧ください。資料ナンバー11でございます。

図書館では、子供たちが図書に親しむ機会を提供し、子供たちの読書活動を推進することを目的に、夏のイベントとして、としょかんスタンプラリーと科学あそび教室を実施いたします。

まず、としょかんスタンプラリーでございます。

子供たちが自分の利用カードで児童書を借りて、スタンプを集め、記念品をもらうという楽しい経験を提供することによって、子供の読書活動の推進と図書館利用の促進を図るものでございます。記載にございますように、実施期間は8月中であり、対象は小学生以下でございます。自分の利用カードを使って児童書を1冊以上借りたときにスタンプを1つ押します。違う日付のスタンプを3つ集めると、記念品と賞状をプレゼントいたします。記念品は、ブックマくん・しおりちゃんノートでございます。先着1,200冊といたします。また、スタンプラリーの終了時に読んだ本の書名や感想などを書いた読書カードを提出してもらい、各図書館、図書室で提出された読書カードを木の实などに見立て、読書の木や読書の実などとして展示いたします。こちらは、8月3日から9月30日まで展示す

る予定です。

次に、科学あそび教室でございます。

科学あそびを通して科学分野への興味を喚起し、関連図書を紹介することにより、子供の読書活動の推進と図書館利用の促進を図るものでございます。対象は、区内在住の小学生でございます。各館定員がございまして、抽せんとなります。

次のページ、24ページ、25ページは、記念品のノートの表紙の見本でございます。26ページは、令和6年度の読書の木、読書の実などの展示の様子でございます。27ページは、科学あそび教室の図書館ごとの実施日時、会場、内容となっております。申込み方法は、表の下に記載しておりますが、今までどおり、往復はがきからも申し込めますけれども、今年から品川区電子申請サービス（1メールアドレスにつき1人1教室）からも申込み可能でございます。いずれも7月25日必着となっております。

説明は以上でございます。

【教育長】 説明が終わりました。

質疑はございますか。

吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 ありがとうございます。

科学あそび教室なんですけど、一番最後の別紙4という資料に定員が書いてあるんですけど、各館定員あり、抽せんって書いてあるので、例えば、去年の例で言うと、定員を超えて抽せんになっている館ってどれぐらいあるんですか。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 昨年度でございますけれども、定員オーバーの館が5館ありまして、やはり、かなり人気のあるところとそうではないところもございました。

以上でございます。

【教育長】 吉村職務代理者。

【吉村教育長職務代理者】 5館は定員オーバーというのと、それは内容によるということなんですかね。抽せんで漏れちゃった子は残念なんですけど、定員があるということは、多分それぞれのところのスペースとか、やむを得ず定員を設けているということだと思いますけど、できるだけ、科学に興味を持つということはとても大事なので、より盛況になることを願っていたと思います。よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにございますでしょうか。

稲垣委員。

【稲垣委員】すごい感想なんですけど、去年、電子申請にしてくれたらいいなって言って、電子申請にさせていただいてありがとうございます。すごくみんな申し込みやすくなると思うので、多分、申込みが増えるんじゃないかなと思います。

以上です。

【教育長】 ほかにございませんか。

では、図書館夏のイベント（子ども向け）の御案内については、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

【教育長】 では、本件は了承いたします。

次に、日程第3、その他、令和7年8月行事予定について説明をお願いします。

庶務課長。

【庶務課長】 それでは、令和7年8月の行事予定について御説明いたします。

資料12をお願いいたします。

8月につきましては、8月19日火曜日14時から教育委員会臨時会を予定しております。8月は1回のみで開催でございますので、どうぞ御予定のほど、よろしくお願いを申し上げます。

説明は以上です。

【教育長】 質疑はございますか。

令和7年8月行事予定については、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 では、本件は了承いたします。

先ほど決定しましたとおり、非公開の会議を開きますので、傍聴の方は御退室願います。

— 了 —